

# 長良川地域森林計画変更計画書

## (長良川森林計画区)

計画期間 自 令和 3年 4月 1日  
至 令和13年 3月31日

(令和3年12月20日変更)

岐阜県



# 目次

前文	1
第2章 計画区の概要	
4 計画の対象とする森林の区域	2
第3章 前計画の評価と個別計画	
2 個別計画	3
第4章 森林整備及び保全方針	
1 森林の整備及び保全の基本方針	5
2 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	8
3 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準、施業方法指針	9
5 計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	9
第5章 森林整備基準等	
1 伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	10
2 造林に関する事項	10
3 間伐及び保育に関する事項	11
5 林道等整備に関する事項	11
7 森林の土地の保全に関する事項	12
8 保安施設に関する事項	13
<資料編>	
第1章 計画数量の明細	
1 伐採材積、間伐面積及び造林面積	14
2 林道整備	16
4 治山計画	24
第2章 森林整備基準等	
3 冠雪害危険度マップ	28



森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定に基づき、長良川地域森林計画の一部を次のように変更する。

## 長良川地域森林計画の一部変更

※表の数値は四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

## 第2章 計画区の概要

### 4 計画の対象とする森林の区域

表 2-4-1 における地域森林計画対象民有林の区域を、この計画書の対象森林とします。

表 2-4-1 地域森林計画対象民有林

単位(面積:ha)

市町村名		地域森林計画 対象民有林	対象外面積	民有林面積計
計 画 区 総 数		162,756.37	172.25	162,928.62
岐 阜	岐 阜 市	5,786.63	32.68	5,819.31
	各 務 原 市	1,696.48	17.11	1,713.59
	山 県 市	17,962.74	7.47	17,970.21
中 濃	関 市	37,801.12	26.32	37,827.44
	美 濃 市	9,013.39	7.14	9,020.53
郡 上	郡 上 市	90,496.01	81.53	90,577.54

※詳しい区域は、岐阜県林政課、岐阜県各農林事務所及び岐阜県内関係市町村に配備する森林計画図による。

※地域森林計画の対象とする民有林（次の①の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の③の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、①森林法第10条の2に基づく林地の開発行為の許可制、②森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出制及び③森林法第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。

### 第3章 前計画の評価と個別計画

#### 2 個別計画

##### (1) 伐採計画 ～間伐立木材積その他の伐採立木材積～

伐採立木材積（主伐・間伐）については、表3-2-1のとおりとします。

表3-2-1 伐採立木材積に係る計画量

単位（材積：千m<sup>3</sup>）

区分	総数			主伐			間伐
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹
総数	4,022	3,893	129	1,701	1,572	129	2,321
うち前半5年分	1,926	1,866	60	706	646	60	1,220

※詳細は、資料編第1章1による。

##### (2) 間伐面積

間伐面積については、表3-2-4のとおりとします。

表3-2-4 間伐面積に係る計画量

単位（面積：ha）

区分	間伐面積
総数	27,540
うち前半5年分	13,641

※詳細は、資料編第1章1による。

##### (3) 造林計画 ～人工造林及び天然更新の造林面積～

人工造林、天然更新別の造林面積については、表3-2-5のとおりとします。

表3-2-5 造林に係る計画量

単位（面積：ha）

区分	人工造林			天然更新
	計	人工造林	樹下植栽	
総数	2,797	2,548	249	1,478
うち前半5年分	1,041	882	159	843

※詳細は、資料編第1章1による。

#### (4) 林道整備計画 ～林道の開設及び拡張に関する事項～

開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等は表 3-2-6 のとおりとします。

表 3-2-6 林道に係る計画量

下線：変更箇所 単位（開設、舗装：m、改良：箇所）

区分	総数	前期	後期
開設	56,900	34,600	22,300
改良	310	277	33
舗装	92,556	56,956	35,600

※市町村別総括表、箇所別明細は、資料編第 1 章 2 による。

#### (5) 保安施設 ～保安林整備及び治山事業に関する計画～

##### ウ 実施すべき治山事業の数量

実施すべき治山事業の数量については表 3-2-8 のとおりとします。

表 3-2-8 治山事業に係る計画量

単位（林班数・箇所）

区分	治山事業施行地区数	
	うち前半 5 年分	
総数	386	238

※市町村別等は、資料編第 1 章 4 による。

## 第4章 森林整備及び保全方針

### 1 森林の整備及び保全の基本方針

#### (2) 各機能に応じた望ましい森林の姿、森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

具体的には、森林の有する水源涵(かん)養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施や、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取り組みを推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性等にも配慮します。

各機能に応じた森林の望ましい姿、森林整備及び保全の基本方針は、表 4-1-2 のとおりです。

表 4-1-2 各機能に応じた対象とすべき森林、望ましい姿、森林整備及び保全の基本方針

機能	対象とすべき森林	望ましい姿	森林整備及び保全の基本方針
水源涵（かん）養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林であり、水源涵（かん）養機能の維持増進を図るべき森林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施策を促進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図る。 また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施策を促進します。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵（かん）養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進します。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備のための森林で土地に関する災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図るべき森林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施策を促進します。 また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施策を促進します。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進します。
快適環境形成機能	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高く快適環境形成機能の維持増進を図るべき森林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施策や適切な保育・間伐等を促進します。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進します。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林で、保健・レクリエーション機能の維持増進を図るべき森林	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林	県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を促進します。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。

文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林であって、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から文化機能の維持増進を図るべき森林	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を促進します。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系や希少な生物種が生育・生息する森林など、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林であって、生物多様性保全機能の維持増進を図るべき森林	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林など	生態系の多様性等を保全する観点から、森林構成を維持することを基本とした保全を図ります。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進します。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林であって、木材等生産機能の維持増進を図るべき森林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を促進します。 施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を促進します。 また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。

※森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

※生物多様性保全機能については、一定の面的広がりにおいて様々な生育段階や構成樹種の森林が相互に関係しながら発揮される機能であり、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息している森林など、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林を除き、属地性がないことに留意する必要がある。

※これらの機能以外の森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

## 2 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

### (1) 公益的機能別施業森林区域の設定の基準、施業方法に関する指針

表 4-2-1 公益的機能別施業森林区域の設定基準及び施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林種類	区域の設定基準	施業の方法に関する指針
水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源涵(かん)養機能)	<p>水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>(7) 地形</p> <p>a 標高の高い地域</p> <p>b 傾斜急峻な地域</p> <p>c 谷密度の大きい地域</p> <p>d 起伏量の大きい地域</p> <p>e 渓床又は河床勾配の急な地域</p> <p>f 掌状型集水区域</p> <p>(4) 気象</p> <p>a 年平均又は季節的降水量の多い地域</p> <p>b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域</p> <p>(5) その他</p> <p>a 大面積の伐採が行われがちな地域</p> <p>b 岐阜県水源地域保全条例に基づき指定された水源地域(以下「水源林」という。)</p>	<p>伐期の間隔を拡大するとともに伐採面積の規模を縮小した皆伐を行う。</p>
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(山地災害防止機能/土壌保全機能)	<p>人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>(7) 地形</p> <p>a 傾斜が急な箇所であること。</p> <p>b 傾斜の著しい変移点をもっている箇所であること。</p> <p>c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分をもっている箇所であること。</p> <p>(4) 地質</p> <p>a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。</p> <p>b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。</p> <p>c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。</p> <p>d 流れ盤となっている箇所であること。</p> <p>(5) 土壌等</p> <p>a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。</p> <p>b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。</p> <p>c 石礫地から成っている箇所であること。</p> <p>d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。</p> <p>(6) その他</p> <p>a 流木災害の恐れがあるところ。</p>	<p>①特に機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行う。</p> <p>②それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行う。</p> <p>③適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行うことができる。なお、皆伐による場合は伐採に伴い発生する裸地の縮小及び分散を図る。</p>
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(快適環境形成機能)	<p>生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次のいずれかに該当する森林</p> <p>(7) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林</p> <p>(4) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林</p> <p>(5) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>	<p>①特に機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行う。</p> <p>②それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行う。</p> <p>③適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の生活環境保全機能等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行うことができる。なお、皆伐による場合は伐採に伴い発生する裸地の縮小及び分散を図る。</p>

<p>保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・レクリエーション機能/文化機能/生物多様性保全機能）</p>	<p>自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次のいずれかに該当する森林  (ア) 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林  (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの  (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林  (エ) 希少な動植物の保護のため必要な森林</p>	<p>る。  ①特に機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行う。  ②それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行う。  ③適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行うことができる。なお、皆伐による場合は伐採に伴い発生する裸地の縮小及び分散を図る。  ④特定広葉樹の育成を行う森林施業を行う。</p>
--------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 3 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準、施業方法指針

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を設定します。

なお、公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林の区域は、重複を認めることとしますが、公益的機能の発揮に支障が生じないように施業方法を定めます。

また、木材生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。さらに、地域における森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行います。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域の指定は、市町村森林整備計画において定められます。

### 5 計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態は表 4-5-1 のとおりとします。

表 4-5-1 計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	83,199.93 ha	82,852.46 ha
	育成複層林	3,210.83 ha	4,765.13 ha
	天然生林	71,175.66 ha	69,728.90 ha
	計	157,586.42 ha	157,346.49 ha
森林蓄積		259 m <sup>3</sup> /ha	279 m <sup>3</sup> /ha

## 第5章 森林整備基準等

### 1 伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### （1）伐採方法

立木竹の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

皆伐と択伐の定義については、表 5-1-1 に示すとおりです。

表 5-1-1 皆伐と択伐の定義

皆伐	主伐のうち択伐以外のもの。
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木、帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が 30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採。

立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮するものとします。

### 2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

#### （1）人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

また、1 ha を超える人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。

なお、苗木の選定については、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）の苗木や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めます。

#### （2）天然更新

天然更新（天然下種更新、ぼう芽更新）は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等から見て、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとします。

（以下略）

### 3 間伐及び保育に関する事項

人工林は、間伐の適期実施など適正な森林整備を実施します。

間伐は、林冠が閉鎖し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後、一定の期間内に林冠が閉鎖するよう行うものとします。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めます。

(以下略)

### 5 林道等整備に関する事項 ～林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項～

#### (1) 林道(林業専用道含む。以下同じ)の整備に関する基本的な考え方

森林整備及び保全の目標の実現を図るため、一般車両の走行を想定する骨格的な「林道」、主として10t積みトラックや森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」について計画的な整備を促進します。また、林道等の整備に当たっては、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進します。

計画にあたっては、周辺環境に配慮し、希少な野生生物の保護や埋設文化財等の保全等に留意します。

#### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について表5-5-1のとおり定め、林道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとします。

また、林道と森林作業道からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

表 5-5-1 路網密度水準表

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0度～15度)	車両系作業システム	110m/ha以上	30～40m/ha
中傾斜地(15度～30度)	車両系作業システム	85m/ha以上	23～34m/ha
	架線系作業システム	25m/ha以上	23～34m/ha
急傾斜地(30度～35度)	車両系作業システム	60〈50〉m/ha以上	16～26m/ha
	架線系作業システム	20〈15〉m/ha以上	16～26m/ha
急峻地(35度以上)	架線系作業システム	5m/ha以上	5～15m/ha

注1) 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

2) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

3) 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

## (6) 林産物の搬出方法等

### ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行います。

### イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法

アを踏まえ、制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して、搬出方法を特定しなければ土砂の流出または崩壊等を引き起こすおそれがあり、森林の更新に支障が生ずると認められる森林については、市町村森林整備計画における定めに従うこととします。

## (7) 水源林における林道整備等の基本的な考え方

(略)

## 7 森林の土地の保全に関する事項

### (1) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項

土地の形質の変更にあたっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう留意します。

土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等を留意して、その実施区域の選定を行います。

土石の切取、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための法面緑化工、土留工等の施設及び下流域に対し流出増とならないよう雨水等の適切な処理のために排水・貯留施設等を配置するものとします。

その他、土地の形質変更の態様に応じた土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとします。

なお、太陽光発電施設を設置する場合には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置や森林の適切な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取り組みの実施等に配慮することとします。

### (3) 林地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある林分及びその搬出方法

5 (6) 林産物の搬出方法等を踏まえ、制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の自然条件から判断して、搬出方法を特定しなければ、土砂の流出または崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の保全に支障が生ずると認められる林分及びその搬出方法については、市町村森林整備計画における定めに従うこととします。

## 8 保安施設に関する事項

### (3) 治山事業に関する事項

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、次の取組等を行うこととします。

ア 山地災害危険地区等における、きめ細やかな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制

イ 森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化

ウ 流木補足式治山ダムの設置に加え、渓流域での危険木の伐採、溪流生態系にも配慮した林相転換等による流木災害リスクの軽減

こうした対策の実施に際しては、流域治水の取り組みとの連携を図ることとします。

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携を図ります。

また、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、ICT や新技術の施工現場への導入を推進します。このほか、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努めることとします。

# 資料編 第1章 計画数量の明細

## 1 伐採材積、間伐面積及び造林面積

### (1) 伐採材積、間伐面積及び造林面積に関する数量算出の考え方

本編第3章の2「個別計画」のうち、伐採及び造林に関する計画数量については、現存の資源量及び過去の実績値等に基づいて、図1-1-1のフローによって算出しています。このうち、全国森林計画において計画量が明記されているものについては、全国森林計画に沿うように計画数量の補正を行っています。

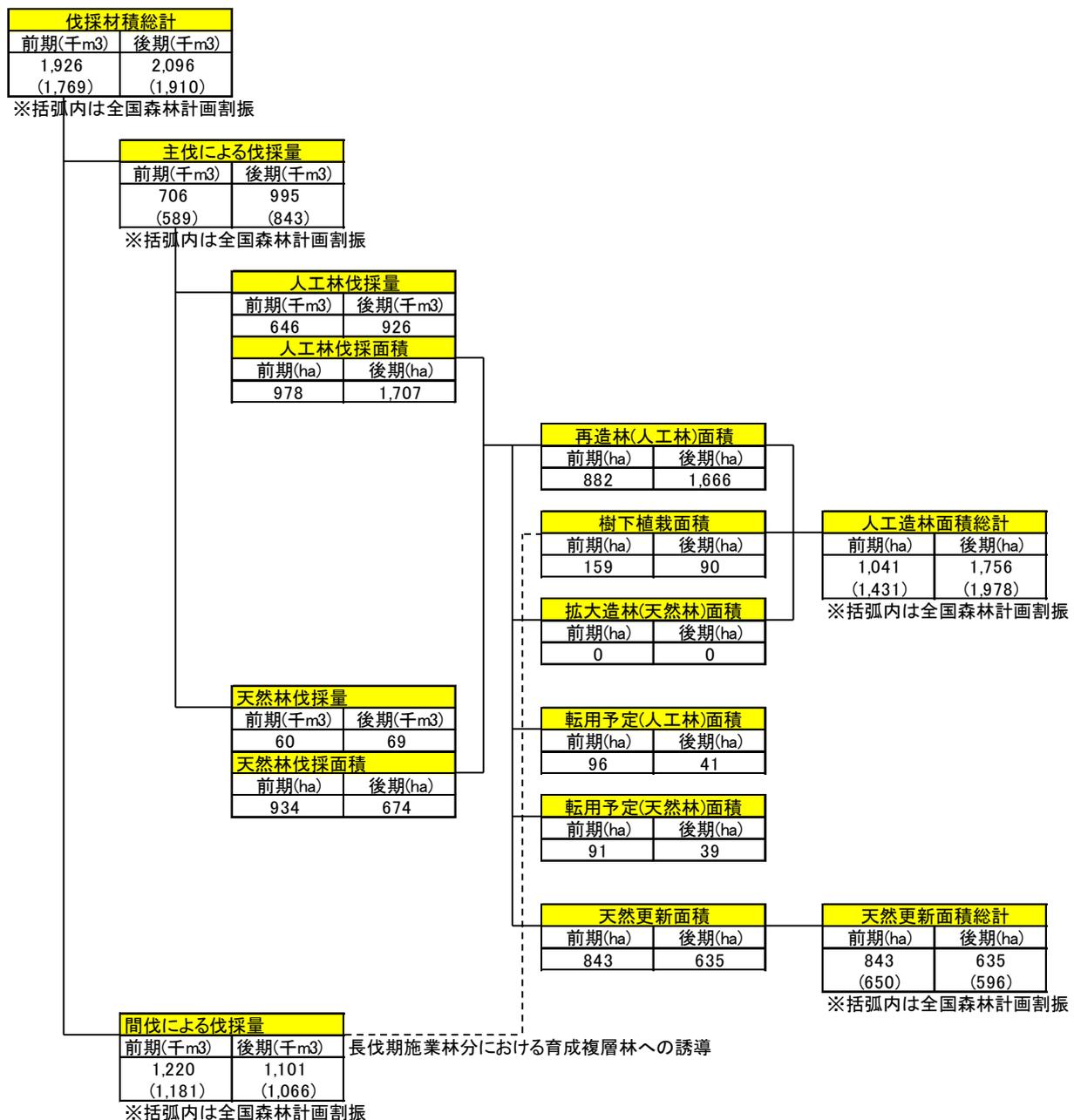


図1-1-1 伐採及び造林に係る計画数量算出のフロー

また、図 1-1-2 及び図 1-1-3 により、岐阜県森林づくり基本計画の目標値との整合を図ることとして  
ています。

— 第 4 期 岐阜県森林づくり基本計画期間 —

年度	H29	H30	R1 (H31)	R2	R3	材積 (千m3)								前期 計画	後期 計画	計画区 総計	基本計画 総計		
						R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11					R12	R13
木曾川森林計画	214	216	218	220	221	217	224	233	242	250	250	251	251	252	252	1,092	1,199	2,291	1,166
揖斐川森林計画	200	201	202	203	203	178	182	188	193	199	198	199	199	200	200	968	977	1,945	940
宮・庄川森林計画	238	243	247	252	258	254	259	264	269	274	274	275	276	277	278	1,287	1,367	2,654	1,319
長良川森林計画	342	348	355	361	370	372	382	395	407	419	418	419	419	420	420	1,926	2,095	4,022	1,975
飛騨川森林計画	222	223	225	226	226	240	244	247	250	253	252	252	252	252	252	1,233	1,260	2,493	1,233
合計						1,262	1,291	1,326	1,360	1,394									6,634

素材生産量に換算すると (千m3)

年度	R4	R5	R6	R7	R8
材積	543	560	571	582	591

基本計画の目標値 (千m3)

年度	R4	R5	R6	R7	R8
材積	543	560	571	582	591

※基本計画の目標値のうち国有林分を除いた数値

図 1-1-2 岐阜県森林づくり基本計画における素材生産量の目標値と地域森林計画における伐採計画数量との関係

— 第 4 期 岐阜県森林づくり基本計画期間 —

年度	H29	H30	R1 (H31)	R2	R3	材積 (ha)								前期 計画	後期 計画	計画区 総計	基本計画 総計						
						R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11					R12	R13				
木曾川森林計画	1,845	1,845	1,845	1,845	1,845	1,523	1,523	1,523	1,523	1,523	1,523	1,523	1,523	1,523	1,523	1,523	1,523	1,523	8,903	7,615	16,518	7,615	
揖斐川森林計画	1,755	1,755	1,755	1,755	1,755	1,321	1,321	1,321	1,321	1,321	1,321	1,321	1,321	1,321	1,321	1,321	1,321	1,321	7,907	6,605	14,511	6,605	
宮・庄川森林計画	1,669	1,669	1,669	1,669	1,669	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	9,111	9,622	18,734	9,622	
長良川森林計画	2,522	2,522	2,522	2,522	2,522	2,780	2,780	2,780	2,780	2,780	2,780	2,780	2,780	2,780	2,780	2,780	2,780	2,780	13,641	13,899	27,540	13,899	
飛騨川森林計画	2,009	2,009	2,009	2,009	2,009	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	10,260	10,260	20,520	10,260	
合計						9,600	9,600	9,600	9,600	9,600													48,000

※基本計画の目標値と一致

図 1-1-3 岐阜県森林づくり基本計画における間伐面積の目標値と地域森林計画における間伐計画との関係

## (2) 市町村別の伐採材積及び造林面積

表 1-1-1 市町村別伐採立木材積

単位 (材積 : 千 m3)

区分	総 数									前 期						後 期											
	総 数			主 伐			間 伐			総 数			主 伐			間 伐			総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	
市町村	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	
長良川計画区	4,022	3,893	129	1,701	1,572	129	2,321	1,926	1,866	60	706	646	60	1,220	2,096	2,027	69	995	926	69	1,101						
岐阜市	126	124	2	79	77	2	47	58	57	1	33	32	1	25	68	67	1	46	45	1	22						
各務原市	24	24	0	22	22	0	2	10	10	0	9	9	0	1	14	14	0	13	13	0	1						
山県市	420	410	10	222	212	10	198	196	191	5	92	87	5	104	224	219	5	130	125	5	94						
関市	771	739	32	390	358	32	381	362	347	15	162	147	15	200	409	392	17	228	211	17	181						
美濃市	204	197	7	94	87	7	110	97	94	3	39	36	3	58	107	103	4	55	51	4	52						
郡上市	2,477	2,399	78	894	816	78	1,583	1,203	1,167	36	371	335	36	832	1,274	1,232	42	523	481	42	751						

表 1-1-2 市町村別造林面積

単位（面積：ha）

区分 市町村	総 数				前 期				後 期			
	人 工 造 林			天然更新	人 工 造 林			天然更新	人 工 造 林			天然更新
	計	人工造林	樹下植栽		計	人工造林	樹下植栽		計	人工造林	樹下植栽	
長良川計画区	2,797	2,548	249	1,478	1,041	882	159	843	1,756	1,666	90	635
岐阜市	136	124	12	14	51	43	8	8	85	81	4	6
各務原市	40	37	3	2	15	13	2	1	25	24	1	1
山 県 市	377	344	33	111	140	119	21	63	237	225	12	48
関 市	636	580	56	368	237	201	36	210	399	379	20	158
美 濃 市	155	141	14	86	58	49	9	49	97	92	5	37
郡 上 市	1,453	1,322	131	897	540	457	83	512	913	865	48	385

## 2 林道整備 ～林道の開設及び拡張に関する計画～

### (1) 市町村別総括表

表 1-2-1 林道の開設及び拡張に関する計画に係る総括表

下線：変更箇所

単位（開設、舗装：m、改良：箇所）

市町村	開設			改良			舗装		
	計	前期	後期	計	前期	後期	計	前期	後期
岐阜市	4,900	2,400	2,500	5	4	1	5,000	2,500	2,500
各務原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 県 市	10,600	3,300	7,300	57	35	22	21,200	7,100	14,100
関市	16,600	16,600	0	<u>157</u>	<u>154</u>	3	<u>26,000</u>	<u>24,200</u>	1,800
美濃市	1,500	200	1,300	<u>7</u>	<u>4</u>	3	3,800	2,000	1,800
郡上市	23,300	12,100	11,200	<u>84</u>	<u>80</u>	<u>4</u>	36,556	21,156	15,400
計	56,900	34,600	22,300	<u>310</u>	<u>277</u>	<u>33</u>	<u>92,556</u>	<u>56,956</u>	35,600

### (2) 林道の開設及び拡張に関する計画の箇所別明細

表 1-2-2 林道の開設及び拡張に関する計画に係る箇所別明細

下線：変更箇所

単位（開設、舗装：m、改良：箇所）

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	前半5力年 の 計画箇所	対 図 番号	備考
開設	自動車道		岐阜市	一之洞線	600	○	岐阜市-1-開設	
開設	自動車道		岐阜市	粟野線	400	○	岐阜市-2-開設	
開設	自動車道		岐阜市	伊洞線	500	○	岐阜市-3-開設	
開設	自動車道		岐阜市	杉洞線	500	○	岐阜市-4-開設	
開設	自動車道		岐阜市	末洞線	400	○	岐阜市-5-開設	

開設	自動車道		岐阜市	古津線	400		岐阜市-6-開設	
開設	自動車道		岐阜市	下雛倉線	500		岐阜市-7-開設	
開設	自動車道		岐阜市	太郎丸線	400		岐阜市-8-開設	
開設	自動車道		岐阜市	大杉線	400		岐阜市-9-開設	
開設	自動車道		岐阜市	志段見線	400		岐阜市-10-開設	
開設	自動車道		岐阜市	上雛倉線	400		岐阜市-11-開設	
			前期		5	2,400		
			後期		6	2,500		
開設 計					11	4,900		
開設	自動車道	指定林道	山口市	伊自良～根尾線	1,500	○	山口市-1-開設	
開設	自動車道		山口市	美山線	1,800	○	山口市-2-開設	
開設	自動車道		山口市	申子線	500		山口市-3-開設	
開設	軽車道		山口市	高木線	1,300		山口市-4-開設	
開設	自動車道	指定林道	山口市	伊自良～根尾線	800		山口市-5-開設	
開設	自動車道		山口市	ミゾレ線	300		山口市-6-開設	
開設	自動車道		山口市	日原～山戸線	1,500		山口市-7-開設	
開設	自動車道		山口市	東洞線	300		山口市-8-開設	
開設	自動車道		山口市	葛原大倉線	900		山口市-9-開設	
開設	自動車道		山口市	美山線	1,700		山口市-10-開設	
			前期		2	3,300		
			後期		8	7,300		
開設 計					10	10,600		
開設	自動車道		関市	高澤～藤谷線	1,000	○	関市-1-開設	
開設	自動車道		関市	赤鍋中会津線	600	○	関市-5-開設	
開設	自動車道		関市	栗原線	7,900	○	関市-6-開設	
開設	自動車道	指定林道	関市	中美濃線	800	○	関市-7-開設	
開設	自動車道		関市	奥山～厚波線	2,000	○	関市-8-開設	
開設	自動車道		関市	長洞線	1,300	○	関市-9-開設	
開設	自動車道		関市	南欠ヶ三洞線	3,000	○	関市-10-開設	
			前期		7	16,600		
			後期		0	0		
開設 計					7	16,600		
開設	自動車道		美濃市	横祖線	100	○	美濃市-1-開設	
開設	自動車道		美濃市	佐倉線	100	○	美濃市-2-開設	
開設	自動車道		美濃市	八幡洞線	100		美濃市-3-開設	
開設	自動車道		美濃市	尾ヶ倉線	100		美濃市-4-開設	
開設	自動車道		美濃市	神洞～誕生線	100		美濃市-5-開設	
開設	自動車道		美濃市	中美濃線	1,000		美濃市-6-開設	
			前期		2	200		
			後期		4	1,300		
開設 計					6	1,500		
開設	自動車道	指定林道	郡上市	大谷～大栃線	1,200	○	郡上市-4-開設	

開設	自動車道	指定林道	郡上市	白尾～鷲見線	1,900	○	郡上市-5-開設	
開設	自動車道		郡上市	干田野～石徹白線	1,500	○	郡上市-7-開設	
開設	自動車道	指定林道	郡上市	二間手～水沢上線	1,500	○	郡上市-10-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	那留～六ノ里線	2,000	○	郡上市-14-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	小間見～栗巣線	4,000	○	郡上市-27-開設	
開設	自動車道	指定林道	郡上市	大谷～大栃線	1,200		郡上市-16-開設	
開設	自動車道		郡上市	干田野～石徹白線	2,000		郡上市-21-開設	
開設	自動車道	指定林道	郡上市	二間手～水沢上線	2,500		郡上市-25-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	那留～六ノ里線	1,500		郡上市-26-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	小間見～栗巣線	4,000		郡上市-28-開設	
			前期		6	12,100		
			後期		5	11,200		
開設計					11	23,300		
開設 合計					45	56,900		
拡張(改良)	自動車道		岐阜市	志段見線	1	○	岐阜市-1-改良	
拡張(改良)	自動車道		岐阜市	佐野則松線	1	○	岐阜市-2-改良	
拡張(改良)	自動車道		岐阜市	老洞市立線	1	○	岐阜市-3-改良	
拡張(改良)	自動車道		岐阜市	上籬倉線	1		岐阜市-4-改良	
拡張(改良)	自動車道		岐阜市	坊ヶ洞線	1	○	岐阜市-5-改良	
			前期		4	4		
			後期		1	1		
拡張(改良)計					5	5		
拡張(改良)	自動車道		山口市	椿野～はじかみ線	2	○	山口市-1-改良	
拡張(改良)	自動車道		山口市	釜ヶ谷線	4	○	山口市-2-改良	
拡張(改良)	自動車道		山口市	神崎線	4	○	山口市-3-改良	
拡張(改良)	自動車道		山口市	西洞～納谷線	5	○	山口市-4-改良	
拡張(改良)	自動車道		山口市	夏坂線	3	○	山口市-5-改良	
拡張(改良)	自動車道		山口市	塩後線	2	○	山口市-6-改良	
拡張(改良)	自動車道		山口市	鯨尾線	5	○	山口市-7-改良	
拡張(改良)	自動車道		山口市	日屋洞線	2		山口市-8-改良	
拡張(改良)	自動車道		山口市	高田～斧田線	1		山口市-9-改良	
拡張(改良)	自動車道		山口市	伊自良～根尾線	2	○	山口市-10-改良	
拡張(改良)	自動車道		山口市	孝洞線	3	○	山口市-11-改良	
拡張(改良)	自動車道		山口市	名古屋洞線	4		山口市-12-改良	
拡張(改良)	自動車道		山口市	ミゾレ線	3		山口市-13-改良	
拡張(改良)	自動車道		山口市	太田線	3		山口市-14-改良	

拡張（改良）	自動車道		山口市	宮之洞線	3		山口市-15-改良	
拡張（改良）	自動車道		山口市	和井谷～仲越線	1	○	山口市-16-改良	
拡張（改良）	自動車道		山口市	日原線	4	○	山口市-17-改良	
拡張（改良）	自動車道		山口市	見舞線	2		山口市-18-改良	
拡張（改良）	自動車道		山口市	万所線	2		山口市-19-改良	
拡張（改良）	自動車道		山口市	向イ開所線	2		山口市-20-改良	
			前期		11	35		
			後期		9	22		
拡張（改良）計					20	57		
拡張（改良）	自動車道		関市	多賀坂線	5	○	関市-1-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	栗原線	5	○	関市-3-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	中美濃線	20	○	関市-4-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	大谷～大栃線	10	○	関市-6-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	三洞線	5	○	関市-9-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	平成～祖父川線	5	○	関市-10-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	奥山～厚波線	5	○	関市-15-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	辰洞線	3	○	関市-18-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	松根谷線	3	○	関市-19-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	明石谷線	5	○	関市-20-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	奥板山～真寄勢線	5	○	関市-21-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	寺谷～西ヶ洞線	3	○	関市-22-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	夕谷線	2	○	関市-23-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	苅安～雁背礼線	8	○	関市-24-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	鬼谷線	3	○	関市-25-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	平成東線	2	○	関市-26-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	岩本洞支線	2	○	関市-27-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	木セト線	3	○	関市-28-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	小市洞線	2	○	関市-29-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	黒谷線	2	○	関市-30-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	川向線	2	○	関市-31-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	宮下線	4	○	関市-32-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	新谷線	2	○	関市-33-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	久須～間見線	1	○	関市-34-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	間吹線	2	○	関市-35-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	南ヶ洞線	2		関市-36-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	水成線	5	○	関市-37-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	大洞～井会津線	1	○	関市-38-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	桜峠～三谷洞線	1	○	関市-39-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	平岩線	1	—	関市-40-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	樽ノ洞線	3	○	関市-41-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	轡野線	3	○	関市-42-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	高見線	3	○	関市-43-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	大野線（洞）	3	○	関市-44-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	葛ヶ谷線	3	○	関市-45-改良	
拡張（改良）	自動車道		関市	滝ヶ洞線	2	○	関市-46-改良	

拡張(改良)	自動車道		関市	生屋～鳥屋市線	2	○	関市-47-改良	
拡張(改良)	自動車道		関市	海溝洞線	3	○	関市-48-改良	
拡張(改良)	自動車道		関市	洞戸向線	2	○	関市-49-改良	
拡張(改良)	自動車道		関市	宮ヶ洞～野合洞線	4	○	関市-50-改良	
拡張(改良)	自動車道	—	関市	八滝線	2	○	関市-51-改良	
拡張(改良)	自動車道	—	関市	鍵山線	3	○	関市-52-改良	
拡張(改良)	自動車道	—	関市	欠ヶ三洞線	2	○	関市-53-改良	
拡張(改良)	自動車道	—	関市	上外戸線	1	○	関市-54-改良	
拡張(改良)	自動車道	—	関市	赤祖父線	2	○	関市-55-改良	
			前期		43	154		
			後期		2	3		
拡張(改良)計					45	157		
拡張(改良)	自動車道		美濃市	中美濃線	1	○	美濃市-1-改良	
拡張(改良)	自動車道		美濃市	広芝線	1	○	美濃市-2-改良	
拡張(改良)	自動車道		美濃市	上河和線	1		美濃市-3-改良	
拡張(改良)	自動車道		美濃市	長尾線	1		美濃市-4-改良	
拡張(改良)	自動車道		美濃市	横祖線	1		美濃市-5-改良	
拡張(改良)	自動車道	—	美濃市	上須原線	2	○	美濃市-6-改良	
			前期		3	4		
			後期		3	3		
拡張(改良)計					6	7		
拡張(改良)	自動車道		郡上市	八幡～高山線(八幡)	5	○	郡上市-1-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	和良明宝線	3	○	郡上市-2-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	西洞線	3	○	郡上市-3-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	中美濃線	5	○	郡上市-4-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	大杉線	7	○	郡上市-5-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	八幡・高山線(明宝)	2	○	郡上市-9-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	八幡・高山線(明宝)	2		郡上市-10-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	大杉線	2		郡上市-14-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	八幡・和良線	3	○	郡上市-15-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	白尾～鷺見線	6	○	郡上市-16-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	市島大洞線	2	○	郡上市-17-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	二声線	1	○	郡上市-18-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	切立線	1	○	郡上市-19-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	ヒリク口線	1	○	郡上市-20-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	木ノ根坂線	1	○	郡上市-21-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	日向洞線	1	○	郡上市-22-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	坂本峠線	1	○	郡上市-23-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	勝原線	5	○	郡上市-24-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	小峠線	1	○	郡上市-25-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	二間手～水沢上線	1	○	郡上市-26-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	黒田～亀尾島線	8	○	郡上市-27-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	宮奥～露洞線	5	○	郡上市-28-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	毘沙門～天野線	1	○	郡上市-29-改良	
拡張(改良)	自動車道	—	郡上市	杉坂線	1	○	郡上市-30-改良	

拡張(改良)	自動車道	—	郡上市	宮ヶ洞線	1	○	郡上市-31-改良
拡張(改良)	自動車道	—	郡上市	那比大洞線	1	○	郡上市-32-改良
拡張(改良)	自動車道	—	郡上市	承ヶ谷線	2	○	郡上市-33-改良
拡張(改良)	自動車道	—	郡上市	朝日添線	1	○	郡上市-34-改良
拡張(改良)	自動車道	—	郡上市	平澤線	1	○	郡上市-35-改良
拡張(改良)	自動車道	—	郡上市	井の洞線	2	○	郡上市-36-改良
拡張(改良)	自動車道	—	郡上市	西根線	1	○	郡上市-37-改良
拡張(改良)	自動車道	—	郡上市	ジゴク谷線	1	○	郡上市-38-改良
拡張(改良)	自動車道	—	郡上市	石原線	1	○	郡上市-39-改良
拡張(改良)	自動車道	—	郡上市	雁子線	1	○	郡上市-40-改良
拡張(改良)	自動車道	—	郡上市	保川線	1	○	郡上市-41-改良
拡張(改良)	自動車道	—	郡上市	馬瀬戸線	1	○	郡上市-42-改良
拡張(改良)	自動車道	—	郡上市	大間見線	1	○	郡上市-43-改良
拡張(改良)	自動車道	—	郡上市	相生～落部線	1	○	郡上市-44-改良
			前期		36	80	
			後期		2	4	
拡張(改良)計					38	84	
拡張(改良)合計					114	310	
拡張(舗装)	自動車道		岐阜市	下雛倉線	600	○	岐阜市-1-舗装
拡張(舗装)	自動車道		岐阜市	粟野線	200	○	岐阜市-2-舗装
拡張(舗装)	自動車道		岐阜市	末洞線	400	○	岐阜市-3-舗装
拡張(舗装)	自動車道		岐阜市	坊ヶ洞線	1,300	○	岐阜市-4-舗装
拡張(舗装)	自動車道		岐阜市	志段見線	400		岐阜市-5-舗装
拡張(舗装)	自動車道		岐阜市	城田寺線	1,700		岐阜市-6-舗装
拡張(舗装)	自動車道		岐阜市	佐野則松線	400		岐阜市-7-舗装
			前期		4	2,500	
			後期		3	2,500	
拡張(舗装)計					7	5,000	
拡張(舗装)	自動車道		山口市	伊自良～根尾線	1,500	○	山口市-1-舗装
拡張(舗装)	自動車道		山口市	日原線	900	○	山口市-2-舗装
拡張(舗装)	自動車道		山口市	鮫尾線	600	○	山口市-3-舗装
拡張(舗装)	自動車道		山口市	西洞～納谷線	1,700	○	山口市-4-舗装
拡張(舗装)	自動車道		山口市	椿線	600	○	山口市-5-舗装
拡張(舗装)	自動車道		山口市	美山線	1,800	○	山口市-6-舗装
拡張(舗装)	軽車道		山口市	高木線	1,300		山口市-7-舗装
拡張(舗装)	自動車道		山口市	太田線	700		山口市-8-舗装
拡張(舗装)	自動車道		山口市	宮之洞線	900		山口市-9-舗装
拡張(舗装)	自動車道		山口市	伊自良～根尾線	800		山口市-10-舗装
拡張(舗装)	自動車道		山口市	孝洞線	1,000		山口市-11-舗装
拡張(舗装)	自動車道		山口市	深山線	500		山口市-12-舗装
拡張(舗装)	自動車道		山口市	和井谷～仲越線	1,200		山口市-13-舗装
拡張(舗装)	自動車道		山口市	小倉線	400		山口市-14-舗装
拡張(舗装)	自動車道		山口市	日屋洞線	300		山口市-15-舗装
拡張(舗装)	自動車道		山口市	日原線	2,200		山口市-16-舗装

拡張（舗装）	軽車道		山口市	神倉線	1,100		山口市-17-舗装	
拡張（舗装）	軽車道		山口市	浦部線	300		山口市-18-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		山口市	日永線	600		山口市-19-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		山口市	野出線	400		山口市-20-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		山口市	美山線	1,700		山口市-21-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		山口市	鮫尾線	700		山口市-22-舗装	
			前期	6	7,100			
			後期	16	14,100			
拡張（舗装）計				22	21,200			
拡張（舗装）	自動車道		関市	栗原線	2,400	○	関市-4-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		関市	高見線	1,800		関市-5-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		関市	黒谷線	4,300	○	関市-6-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		関市	大谷～大栃線	10,000	○	関市-7-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		関市	平成東線	1,600	○	関市-10-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		関市	苅安～雁曾礼線	200	○	関市-11-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		関市	中美濃線	1,000	○	関市-12-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		関市	乙亀洞線	600	○	関市-13-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		関市	奥山～厚波線	1,000	○	関市-14-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		関市	大野線（上）	600	○	関市-15-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		関市	明石谷線	500	○	関市-16-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	—	関市	斉藤線	1,000	○	関市-17-舗装	—
拡張（舗装）	自動車道	—	関市	八幡線	500	○	関市-18-舗装	—
拡張（舗装）	自動車道	—	関市	東洞線	500	○	関市-19-舗装	—
			前期	13	24,200			
			後期	1	1,800			
拡張（舗装）計				14	26,000			
拡張（舗装）	自動車道		美濃市	横祖線	2,000	○	美濃市-1-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		美濃市	上河和線	1,800		美濃市-2-舗装	
			前期	1	2,000			
			後期	1	1,800			
拡張（舗装）計				2	3,800			
拡張（舗装）	自動車道		郡上市	雁子線	1,500	○	郡上市-1-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		郡上市	穴栃線	2,000	○	郡上市-2-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		郡上市	雁子線	600		郡上市-3-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		郡上市	八幡～高山線（八幡）	3,200	○	郡上市-4-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		郡上市	宮奥～露洞線	2,000	○	郡上市-5-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		郡上市	白尾～鷺見線	4,500	○	郡上市-6-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		郡上市	白尾～鷺見線	4,500		郡上市-7-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		郡上市	二間手～水沢上線	2,000		郡上市-8-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		郡上市	水馬洞線	2,000		郡上市-9-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		郡上市	宮奥～露洞線	1,800		郡上市-10-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		郡上市	大浅柄線	1,300	○	郡上市-11-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		郡上市	八幡～和良線	1,104	○	郡上市-12-舗装	

拡張（舗装）	自動車道		郡上市	赤谷線	1,152	○	郡上市-13-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		郡上市	西洞線	3,900	○	郡上市-14-舗装	—
拡張（舗装）	自動車道		郡上市	木ノ根坂線	500	○	郡上市-15-舗装	—
拡張（舗装）	自動車道		郡上市	鎌辺～明山線	4,500		郡上市-16-舗装	—
			前期		10	21,156		
			後期		6	15,400		
拡張（舗装）計					16	36,556		
拡張（舗装）合計					61	92,556		

#### 4 治山計画 ～実施すべき治山事業の数量～

表 1-4-1 実施すべき治山事業の数量等

単位(林班数:箇所)

森 林 の 所 在		治 山 事 業 施 行 地 区 数				主 な 工 種		
		計	前 期	(林班番号)	後 期			
市 町 村	区 域							
総数		386	238		148			
岐 阜	計	60	43		17			
	岐阜市	28	20		8			
		雛倉	3	2	8, 12	1	山腹工	
		秋沢	1	1	15		山腹工	
		御望	1	1	23		山腹工	
		村山	2	1	25	1	溪間工	
		彦坂	3	2	37, 42	1	山腹工	
		城田寺	1	1	48		山腹工	
		椿洞	1	1	54		山腹工	
		三田洞	6	4	66, 67, 68, 69	2	溪間工、山腹工	
		長良	3	2	77, 78	1	溪間工、山腹工	
		福富	1	1	86		山腹工	
		岩滝	1	1	124		山腹工	
		上加納山	2	1	137	1	山腹工	
		北一色	3	2	139, 141	1	山腹工	
		各務原市	5	3		2		
		旧各務原市	松が丘	1	0		1	溪間工
			那加扇平	1	1	1		山腹工
			各務	2	2	27, 28		山腹工
			おがせ	1	0		1	溪間工
		旧川島町						
		山口市	27	20		7		
		旧高富町	梅原	2	1	5	1	山腹工
			大桑	2	1	17	1	山腹工
		旧伊自良村	藤倉	1	0		1	溪間工
			長滝	4	2	23, 24	2	森林整備
		旧美山町	葛原	8	6	55, 56, 93, 94, 95, 102	2	溪間工・山腹工
		神崎	3	3	65, 66, 104		溪間工	
		円原	2	2	147, 148		山腹工	
		椿	3	3	194, 195, 196		溪間工	
		佐野	1	1	203		山腹工	
		乾	1	1	217		溪間工	
中 濃	計	77	65		12			
	関市	65	56		9			
	旧関市	小野	1	0		1	溪間工	
		西神野	1	1	84		溪間工	

		神野	1	1	98		山腹工
		上大野	1	1	100		溪間工
		迫間	1	1	26		山腹工
	旧洞戸村	高賀	3	2	37, 38	1	溪間工・山腹工・森林整備
		尾倉	1	1	44		山腹工
		阿部	2	0		2	溪間工
		飛瀬	1	1	15		溪間工
中濃	旧板取村	川浦	3	3	62, 74, 78		溪間工・山腹工
		湯屋	2	2	60, 197		本数調整伐等
		大谷	6	5	278, 283, 284, 285, 296	1	溪間工・山腹工
		湯屋海道	1	1	324		山腹工
		会所	1	1	251		山腹工、森林整備
		新谷	1	1	55		本数調整伐等
		三ツ石	1	1	247		溪間工
		下モ和田	1	1	4		溪間工
		弥太郎畑	1	1	192		溪間工・山腹工
		荒倉	1	1	231		溪間工
		滝波	5	3	203, 204, 211	2	溪間工
		有谷	1	1	230		溪間工
		樫瀬	1	1	59		森林整備
		門出	2	2	298, 299		溪間工
	旧武芸川町	谷口	1	1	19		溪間工
		雲木	2	2	17, 18		溪間工
	旧武儀町	富之保	2	1	45	1	溪間工・山腹工
		百々目木	1	1	26		山腹工
		中野	1	1	45		山腹工
		長洞	1	1	40		溪間工
		間吹	1	0		1	溪間工
		高沢	1	1	1		山腹工
		雁曾礼	1	1	64		溪間工
		汗洞	1	1	58		溪間工
		寺谷	1	1	54		溪間工
	小宮	1	1	19		山腹工	
	旧上之保村	洞	1	1	24		溪間工
		栃洞	1	1	56		溪間工
		宮洞	1	1	49		溪間工
		口無向	1	1	8		山腹工
		上大田平	1	1	13		溪間工・山腹工
		上細越口	1	1	14		溪間工
奥山		1	1	43		溪間工・山腹工	
三月		1	1	50		溪間工	
薄ヶ洞		1	1	23		溪間工・山腹工	
寺貝津		1	1	27		山腹工	
押之平		1	1	10		溪間工	

		長洞	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>11</u>		溪間工
	美濃市	乙狩	3	2	38, 39	1	溪間工・山腹工
		上野	1	1	43		溪間工
		片知	2	1	53	1	山腹工
		蕨生	3	2	51, 53	1	溪間工・山腹工
		前野	1	1	168		溪間工
		上河和	1	1	115		溪間工
		須原	1	1	98		溪間工
郡上	計		249	130		119	
	郡上市		249	130		119	
	旧八幡町	那比	2	2	162, 169		山腹工
		相生	1	1	170		溪間工
		稲成	2	1	172	1	山腹工
		五町	1	1	215		山腹工
		中坪	2	1	273	1	溪間工・森林整備
		有穂	3	1	331	2	溪間工・山腹工
		初納	2	1	288	1	山腹工
		市島	5	4	348, 349, 350, 356	1	溪間工
		旭	1	0		1	山腹工
		入間	4	1	409	3	溪間工・山腹工
		小那比	9	5	478, 487, 488, 497, 510	4	溪間工・山腹工・本数調整伐等
		向山	2	0		2	溪間工
		初音	1	0		1	山腹工
		安久田	1	0		1	溪間工
		小野	2	1	278	1	溪間工
		田尻	2	0		2	溪間工・山腹工
		鬼谷	1	0		1	山腹工
		洲河	4	2	457, 459	2	溪間工・山腹工
		貢間	1	0		1	溪間工
		桜町	1	0		1	山腹工
	有坂	2	1	210	1	山腹工	
	西乙原	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>13, 14</u>		山腹工	
	旧大和町	島	4	2	94, 99	2	溪間工・山腹工
		落部	1	0		1	溪間工
		名皿部	2	1	128	1	溪間工・山腹工
		万場	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>92, 131</u>	1	溪間工・山腹工
		剣	2	0		2	溪間工・山腹工
		大間見	8	6	146, 147, 155, 158, 159, 165	2	溪間工・山腹工
		口大間見	2	1	146	1	山腹工
		牧	3	2	186, 187	1	溪間工
		栗巢	7	5	189, 192, 195, 199, 204	2	溪間工・山腹工・本数調整伐等
		小間見	1	1	171		山腹工
		神路	3	1	248	2	溪間工・山腹工
		内ヶ谷	3	0		3	溪間工・山腹工・本数調整伐等

		徳永	1	0		1	溪間工
	旧白鳥町	越佐	2	1	12	1	溪間工・山腹工
		向小駄良	4	2	17, 19	2	溪間工・山腹工
		二日町	5	3	24, 26, 29	2	溪間工・山腹工・本数調整伐等
		長滝	4	1	33	3	溪間工・山腹工・本数調整伐等
		歩岐島	4	2	45, 71	2	溪間工・山腹工・本数調整伐等
		前谷	2	1	57	1	溪間工・山腹工・本数調整伐等
		中西	2	1	85	1	溪間工・山腹工
		阿多岐	3	2	95, 96	1	溪間工・山腹工
		六ノ里	3	1	116	2	山腹工
		恩地	2	1	139	1	溪間工
		石徹白	9	5	153, 192, 195, 201, 212	4	溪間工・山腹工・本数調整伐等
		干田野	3	1	44	2	溪間工・山腹工・本数調整伐等
		中津屋	2	1	150	1	山腹工
		野添	2	1	138	1	溪間工
	旧高鷲村	鮎立	5	2	10, 179	3	溪間工・山腹工
		西洞	4	2	53, 103	2	溪間工・山腹工・本数調整伐等
		鷲見	3	2	119, 120	1	溪間工
		大鷲	8	5	22, 91, 103, 167, 173	3	溪間工・山腹工・本数調整伐等
郡上	旧美並村	山田	2	1	90	1	溪間工
		白山	8	5	124, 128, 131, 144, 145	3	溪間工・山腹工・本数調整伐等
		大原	3	2	147, 163	1	溪間工・山腹工
		三戸	2	1	112	1	溪間工
		上田	3	2	5, 11	1	溪間工
		木尾	1	0		1	溪間工
		高砂	8	3	47, 59, 72	5	溪間工・山腹工・本数調整伐等
	旧明宝村	大谷	2	1	49	1	溪間工・山腹工
		畑佐	7	4	111, 114, 121, 130	3	溪間工・山腹工
		二間手	2	1	104	1	山腹工
		奥住	11	8	146, 149, 153, 158, 196, 205, 210, 216	3	溪間工・山腹工
		寒水	4	1	7	3	山腹工・本数調整伐等
		小川	13	10	226, 227, 240, 253, 263, 294, 298, 301, 302, 303	3	溪間工・山腹工・本数調整伐等
		気良	1	1	83		山腹工
	旧和良村	宮地	1	0		1	溪間工・山腹工
		横野	1	0		1	溪間工・山腹工
		三庫	5	2	48, 54	3	溪間工・山腹工
		下洞	1	1	13		溪間工
		宮代	2	1	62	1	溪間工・山腹工
		方須	3	1	7	2	溪間工
		鹿倉	4	2	98, 104	2	溪間工・山腹工
		土京	7	4	109, 131, 163, 165	3	溪間工・山腹工・本数調整伐等

注) 前期は林班番号、後期は林班数で記載した。

## 資料編 第2章 森林整備基準等

### 3 冠雪害危険度マップ

本編第5章3(1)「間伐」のうち、イ「間伐実施に伴う冠雪害の発生の防止に関する指針」に記載のある冠雪害危険度マップについては、図2-3-1のとおりです。

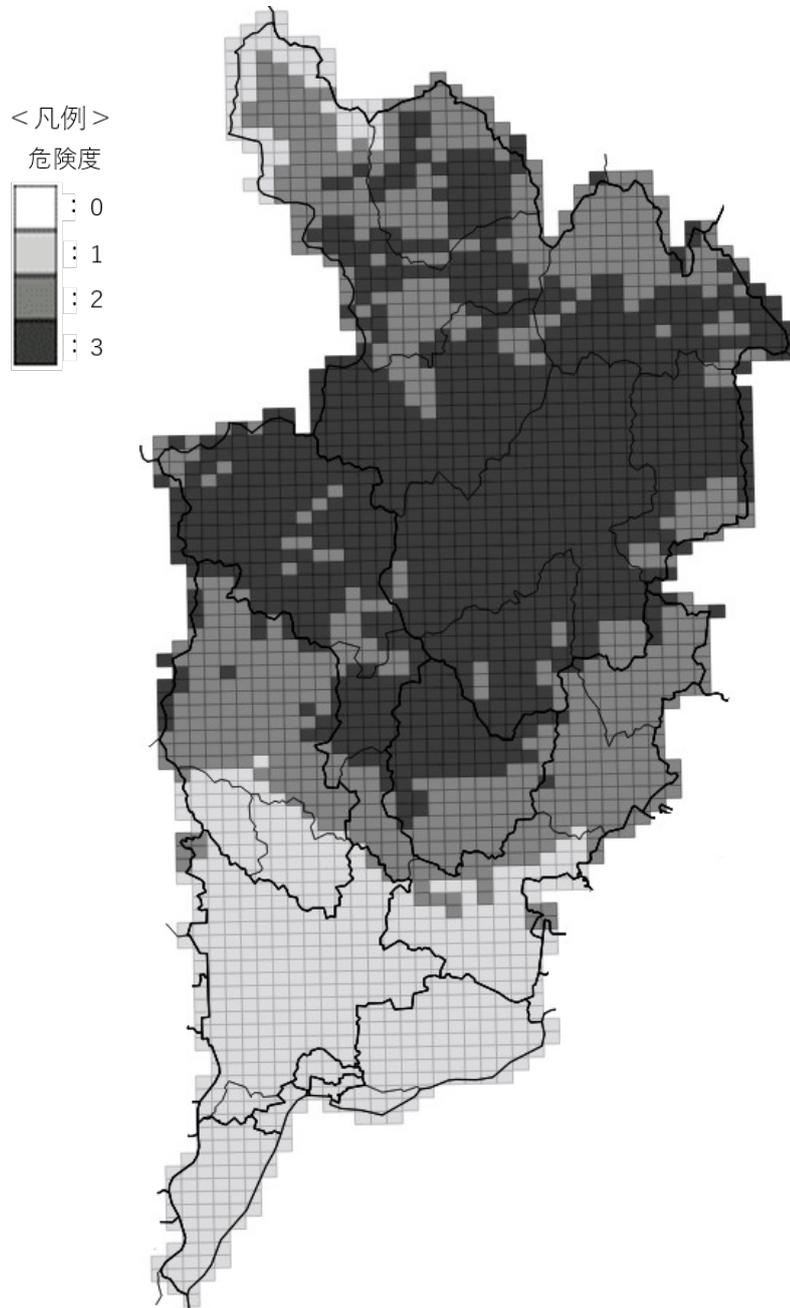


図2-3-1 冠雪害危険度マップ

※ 危険度の表示は、2000/2001年冬期～2019/2020年冬期の20冬期において、国土数値情報3次メッシュ（おおよそ1km四方）ごとに冠雪害危険日を判定し、危険日数が0日/20冬期を「危険度0」、1～5日/20冬期を「危険度1」、6～15日/20冬期を「危険度2」、16日以上/20冬期を「危険度3」とした。